

等の状況変化を踏まえ、ニューヨーク、ロンドンと並ぶ世界の三大国際金融センターの一つとして、我が国金融・資本市場を、市場機能が円滑に発揮され、国内外の資金需要者及び投資家から見てより魅力的な市場とするための環境整備に努める。

- (2) オフショア市場の環境整備や外為市場における取引慣行の国際基準に合わせた整備等を進めるとともに、株式市場における新規公開の促進を図るほか、社債の適債基準の撤廃等を踏まえ社債市場の整備を進めるなどの措置を講じる。短期の資金調達手段としてのCP（コマーシャルペーパー）についても、有価証券の中での位置付け等に留意しつつ、そのあり方を検討していく。また、有価証券取引税のあり方については、我が国の税体系における資産課税のあり方についての議論も踏まえつつ、株式譲渡益課税を含む証券税制全体の中で検討を進める。
- (3) 今後は格付が本格的に投資家情報として位置づけられることを踏まえ、格付機関自身が適切な改善を図っていくことを通じて、投資家から高い評価を得ていくことが求められる。これに加え、情報通信システムの整備等、我が国金融・資本市場が国際金融センターとして適切な役割を果たしていく上で必要な環境の整備を進める。

第5節 地球規模の課題への貢献

地球環境問題、エネルギー問題、人口爆発、これに伴う食料問題や貧困問題、エイズ問題などは、一国のみの対応では解決し得ない。これらの課題については、対応すべき課題や、課題解決のための枠組み等について、国民の理解を得ながら、世界に向けて積極的に提案するとともに、我が国が有している経済力・技術力・科学的知見を活用すべきである。

1. 地球環境問題への対応

地球環境問題に対して、率先して国内対策に取り組むとともに、対外的には、世界全体の持続可能な発展に向けてリーダーシップを発揮する。このため、国際的連携を図り、国際的な枠組み作りへの貢献、国際機関の活動支援を行う。また、開発途上地域の環境保全においては、環境と開発の両立に向けた自助努力を支援し、資金協力、技術協力等の施策を行う。

2. エネルギー面での貢献

長期的には厳しいものが見込まれる世界のエネルギー情勢を踏まえて、中東諸国等

産油国との友好関係の増進を図るとともに、エネルギー需要の拡大が予想されるアジア・太平洋地域を始めとして、経済協力、技術協力、海外投資への支援、APECの枠組み等を活用した協力など各種の政策を講じていく。

3. 保健・医療面、麻薬問題での貢献

保健・医療面、麻薬問題における技術協力、共同研究、研究者の養成等による人的な支援やエイズ対策、人口問題等の事業に関する総額30億ドルの援助（1994年度から2000年度まで）を始めとする支援など、WHO（世界保健機関）、UNDCP（国連薬物統制計画）、二国間等を通じた積極的な貢献を行う。

4. 食料問題への貢献

今後、世界の食料需要の増大が見込まれる一方、生産の伸びは鈍化し、その結果として中長期的には食料需給の逼迫、価格上昇の可能性もある。

我が国としては、貿易の一層の自由化に向けた国際的な取組や地球環境問題等への対応と整合性をとりつつ、いわゆる国際分業論を単純に当てはめることなく、長期的・世界的な視点に立ち、また、途上国については自立的な発展の支援を基本にして、食料の安定供給の確保に協力、努力していく。

5. 旧計画経済圏諸国の市場経済化への支援

依然、市場経済の基盤が十分に整備されていると言い難い旧計画経済圏の諸国に対して、国際機関や他の支援国と協調を図りつつ、資金面での支援、市場経済の基盤整備のノウハウを移転する知的な面での支援を適切に組み合わせ、協力を行う。

6. 科学技術面での貢献

我が国としては、「科学技術創造立国」を目指し、新たな経済活力の源泉となる研究開発や、地球規模の課題を解決するような研究開発を、国際的な人材交流や国際共同研究の推進、研究協力のスキームの充実を行いつつ、積極的に推進し、その成果を世界へ向けて発信していく。

7. 情報通信の高度化に関する貢献

世界的な情報通信の高度化に関し、技術開発、日本からの情報発信の推進、著作権

やセキュリティ等制度面での国際調和への対応、開発途上国におけるそれぞれのニーズに応じた支援など積極的な貢献を行う。

第6節 ODAの新時代の構築

1. ODAの新時代の構築に向けての取組

我が国は、国際貢献の重要な柱であるODA（政府開発援助）を、政府開発援助大綱を踏まえて実施しており、世界一の援助供与国となっている。今後、我が国の財政事情は厳しくなると予想されるが、国民の理解と支持を得ながら、途上国の諸課題に機動的かつ包括的に対処しつつ、中長期的観点から、ODAを多面的に拡充し、ODAにおいて、世界に対し指導力を発揮できる我が国ODAの新時代を構築していく。

- (1) ODAの質・量両面にわたる充実のため、第5次中期目標の達成に引き続き努めるとともに、公正・透明で効果的、効率的な援助の実施、広報活動の推進等、実施面での着実な改善に努める。
- (2) 従来からの途上国の開発課題のほか、地球的規模の問題、民主化・市場経済化支援、途上国への女性支援（WID）等の新たな課題に積極的に取り組む。
- (3) 援助の前提としての途上国の開発政策やあるべき援助理念について調査・研究を行い、ODAの知的資産の構築に努め、その成果を途上国、他の援助国、国際機関との意見交換、開発経済学の発展等に活用していく。

具体的には、①途上国のニーズにこたえるため、日本等の経験について開発政策の観点からの整理に努め、②途上国の開発政策に関する知的支援に当たり、途上国側の求めに応じ、その政策受入能力等を勘案し、各国の実情に則して、日本等の経験の活用に努めるとともに、東アジア諸国等が他の途上国に対し知的支援を行う場合に、その促進のための支援を行い、③国際援助機関、内外の学識者等と協力し、日本等の経験を参考に、望ましい開発政策のあり方の検討に努める。

- (4) 国別援助方針の対象国数を拡充する。また、国境を越えた地域単位での開発の現状と課題を把握するよう努めるとともに、その特定の局地の広域的発展のため、熟度の高い案件について局地開発協力を推進する。さらに、APEC等の地域協力が世界経済に寄与するよう可能な支援に努める。
- (5) 国民参加型援助の推進のため、NGO（非政府団体）や地方公共団体に対する従来からの支援策を今後とも拡充するよう努める。さらに、経済協力における国、援助

機関及び地方公共団体の間での有機的連携を強化するとともに、NGOへの支援を促進する。

2. 広範な経済協力の推進

途上国支援のための貿易、直接投資、援助等を含む包括的アプローチを推進するとともに、途上国への資金協力計画の達成に引き続き努める。また、事業の一部を民間に任せる方式に対し、諸条件が整う場合、各種関連スキームを用いて支援する。

3. 援助実施体制の整備

援助要員の拡充と援助人材育成・活用の推進、開発教育・研究の推進と援助研究の交流拡大、他の援助国、国際機関との連携の強化等に努める。

第7節 国際的に開かれた社会の創造

我が国が、対外政策として、多様な国々が地球社会において共存していく道を探求し、世界に対し様々な提案を行っていくとすれば、国内においても、異なる価値観の人々に対し、より受容力の高い社会を構築していく必要がある。

外国人や外国の文化・慣習をも受け入れる受容力の高い社会の構築のためには、国民一人一人が日常生活のなかで、どのように外国人や外国文化に接するかに係るところが大きい。公的部門においても、以下のような施策を進めていく。

1. 外国人にも住みやすい環境の整備

公的サービスについて、市町村等の窓口で提供される各種パンフレットの外国語による表記等、様々な努力が図られてきているが、今後とも外国人によるアクセスを容易にする工夫が求められる。

不法滞在者については、不法滞在者を発生させないための施策を行うことがもとより重要ではあるが、例えば現実に滞在している不法残留者の緊急かつ重大な疾病の治療に対応せざるを得ない医療機関や一部の自治体が回収努力を行っても回収できない医療費を負担しているという問題等もあり、こうした点について早急に取組を講じていく必要がある。

2. 人と文化の交流

日本人の国際理解の促進を図るとともに外国人の対日理解を図るため、国際理解教育の推進、コミュニケーション能力に重点を置いた外国語教育の推進、映像国際放送の推進、国際観光交流の推進を図る。また、芸術文化関係者の海外への派遣や世界的な文化遺産の保護への協力等の文化交流の推進を図る。

また、有識者、文化人の派遣招請計画の充実、研究者・留学生の受入体制の整備充実を図るとともに、地方公共団体による地域レベルの国際交流・国際協力の充実、青少年の国際交流の充実等への支援を図る。

3. 外国人労働者問題への対応

専門的・技術的分野の外国人労働者については可能な限り受け入れる。このため、我が国経済、社会等の状況の変化に応じて在留資格に関する審査基準の見直しを進める。一方、いわゆる単純労働者の受入れについては、我が国経済社会に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、中長期的な視点に立って慎重に検討すべきである。また、技術協力の観点から、技能実習制度の推進を図る。

第7章 発展基盤の確立

新しい経済社会を支える基盤として、以下により、(1)人材の育成、(2)科学技術の創造、(3)情報通信の高度化、(4)社会資本整備の推進を図る。

第1節 人材の育成

自由度が高く自己責任が重視される社会に対応した意欲を持ち自立できる人材、人間性や社会的ルールなどのモラル・マナーを身に付け、情報活用能力、国際的交流能力、創造的能力を備えた今後の経済社会の変化に柔軟に対応し得る人材の育成を図る。

このため、①すべての人に画一的な教育訓練を施すのではなく、個人の能力を発見し、②個性に対応した学習機会の提供などによりその能力の開発・向上を支援し、③能力に見合った職場などの挑戦の機会を提供することなどによりその能力が存分に発揮され、④採用・処遇等における多様な能力評価や学校歴より学習歴を重視した人物評価の普及・定着を推進することなどにより個人の持つ多様な能力が適正に評価され

る、「能力開花型社会」を構築する。

1. 学校教育の役割と課題

- (1) 学校教育においては、道徳的資質、基礎的な知識・技術の修得とともに、個性と自立を重視し、創造性を持った変化に対応できる人材の育成を図る。
- (2) このため、個性化・多様化やゆとりある教育の実現、多様な人材の教員への登用、社会人の受入れの推進など、教育改革を一層推進する。大学については教育内容・方法の改善などの各大学における改革の取組を更に支援する。
- (3) 個に応じた多様な教育を展開するため、ティームティーチング等の新しい指導方法に対応した教職員配置の改善を図る。
- (4) 少子化に対応し、育英奨学金の貸与等の教育費負担軽減のための施策を実施する。
- (5) 情報化に対応し、教育用コンピュータの設置や教員の資質の向上を図る。さらに、高等教育段階においては、システムをサポートするスタッフの確保にも努める。また、国際化に対応し、JETプログラムを推進するとともに、国際理解教育を行う。
- (6) 研究者・技術者の育成・確保のため、高等教育機関の充実や大学院に進学する優秀な学生の確保、若手研究者の育成を図る。
- (7) このため、平成6年10月に策定された「公共投資基本計画」の考え方を踏まえて教育関連施設の計画的整備を行うほか、教員の研修機会の充実など、ソフト面を含めた総合的インフラの整備を図る。

2. 職業能力開発の推進と課題

- (1) 職業能力開発においては、企業及び勤労者の自主的な職業能力開発の取組を基本として、職業生涯全期間にわたる職業能力開発を促進するとともに、経済社会の変化に対応し得る人材の育成体制の積極的整備を図る。
- (2) このため、有給教育訓練休暇制度や長期休暇制度の普及、助成措置、職業能力開発の機会の充実などにより個人主導の職業能力開発を一層支援する。
- (3) 産業の高付加価値化等に対応した人材育成体制を整備するため、ビジネス・キャリア制度の拡充、生涯能力開発センター（仮称）の整備等によるホワイトカラー労働者の職業能力開発の推進、公共職業能力開発施設における訓練コースの質的・量的充実、中小企業の人材育成・技能振興支援の充実などを図る。
- (4) 職業能力評価の推進や職業能力開発に関する情報提供、相談援助の充実を図ると

ともに、女性・高齢者等の能力開発を一層促進する。

3. 家庭・地域社会の役割と課題

- (1) 家庭教育は、すべての教育の基礎ともなるものである。また、地域社会における教育は、道徳性や社会性を育成するため重要である。
- (2) 家庭の教育力の向上のため、家庭教育に関する様々な学習機会や情報の提供等を図る。また、家族が共に過ごす時間を増やすため、月2回まで段階的に進められてきた学校週5日制について更に拡大することなど今後のあり方について検討する。
- (3) 社会教育施設、地域子育て支援センター等の整備や家庭教育を支援するグループの育成など子育てのための環境整備を図る。
- (4) 地域における体験の場等の整備や情報の提供、指導者等の養成・活用などとともに地域社会を担う人材の育成のため、学習拠点の充実等を図る。

第2節 科学技術の創造

独創的な研究開発の推進及び経済社会における科学技術の有効活用により、新規産業の創出等を通じた経済フロンティアの拡大を図り、活力を持ち豊かで安心できる暮らしを実現する社会を構築していく。このため、研究開発という知的な創造活動によって得られる技術や知識等に加え、研究開発を効果的・効率的に行うことを可能とする種々の資本を含む知的資本の整備を進め、「科学技術創造立国」を目指す。

知的資本の整備に当たっては、フロンティア開拓型の研究開発への移行が求められている現状にかんがみ、官民における研究開発が積極的に進められるよう、研究開発施設・設備等のハードの側面のみならず、研究経費の確保や創造的な科学技術系人材の育成・確保、研究開発のインセンティブ付与・競争原理の導入・研究開発成果の市場化等を促進する観点からの研究開発に係る制度や仕組みの整備などソフトの側面を併せて一体的に整備することが必要である。この際、政府は、研究開発基盤の整備や基礎的・独創的研究の実施、独創的な科学技術系人材の育成・確保など民間においては十分な取組が期待できない政策を積極的に実施し、研究開発に係る資源の充実を図るとともに、科学技術系人材の交流・転職等の円滑化や研究開発資金の調達・活用の円滑化、知的財産権の適切な保護強化及び開発者への付与、研究情報の蓄積・流通の促進など研究開発資源の効果的な活用を可能とする制度・仕組みの整備を行う。

1. 知的資本整備の基本的方向

(1) 将来の発展基盤となる知的資産の獲得

研究開発活動によって得られた、知識・情報の蓄積である「知的資産」は、次の世代へと引き継がれ、将来の我が国産業・経済の維持・発展を導くことはもちろんのこと、地球的課題の解決、豊かな国民生活の実現を図るための鍵となる重要な役割を果たす。このため、基礎研究など独創的、先端的な研究開発を重点的に推進する。また、経済フロンティアの拡大を目指し、物質・材料、情報通信・電子、ライフサイエンス等の重要研究開発分野の中から、新たな産業の創出につながる事が期待される研究開発を重点的に推進し、我が国の将来の発展基盤となる知的資産の獲得を図る。

(2) 研究開発インフラ等の整備

大学や国立試験研究機関を始めとした公的セクターの老朽化・狭隘化・陳腐化した施設・設備の改善を含めたハード型研究開発インフラの強化を図るとともに、研究情報ネットワークの早急な整備、研究開発の基礎となるようなデータ蓄積及びソフトウェアの開発の積極的推進、我が国で実施された研究成果を的確に世界に提供するデータベースの整備等を行う。

(3) 研究交流・知的財産制度等研究開発環境の整備

研究開発現場における競争原理の導入、公的機関の研究開発活動に係る制度・慣行・手続上の制約の緩和や弾力化等を推進する。国際的人材の活用や国際的な共同研究の推進、研究交流制度の拡充及び科学技術系人材が転職等を円滑に行い得る環境の整備、産官学の交流・連携の円滑化のための環境整備を推進する。さらに、研究開発成果の円滑な事業化を促進する資金調達環境の整備、公的セクターにおいて実施された研究成果の産業界への普及活動の積極化等を推進する。

研究者・技術者の研究開発とその成果の実用化へのインセンティブを高めるため、研究者個人に研究資金を支援するグラント制度の量的質的拡充や研究者・技術者に対する能力と成果に応じた報酬をベースとした処遇システムの導入の検討等を進める。また、審査処理期間の短縮化、権利付与範囲の適正化、権利侵害の合理的解決策の確立等知的財産制度の整備改善等を推進する。さらに、研究活動を円滑に進めるため、基本規格や試験・評価方法等の標準化を促進する。なお、従来の有形の資産から、無形の資産である科学技術やソフトウェア等の知的財産の重要性が十分認識されるよう、これらについての普及・啓発を推進する。

(4) 創造的科学技术系人材の育成・確保

大学院の学生や博士課程を修了した若手の研究者に対する支援の一層の強化を図る。「研究者・技術者」という職業の魅力を上向きさせるためには、企業、大学及び国立試験研究機関において適切な評価に基づく処遇等の改善が必要である。また、大学、国立試験研究機関等が自由で多様かつ効果的な研究開発活動を行える体制を整備する。さらに、若者の科学技術離れにも対応し、青少年に科学技術の創造性などその魅力を正確に伝達するため、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興を一層図るとともに実際に科学技術に触れられる展示施設の整備や各種イベントの開催など多様な機会を提供する。

2. 知的資本の総合的計画的整備

知的資本の整備を実効性あるものとするため、政府は、研究開発の推進に関する総合的な方針、研究施設等の整備、その他研究開発推進のための環境整備等知的資本の整備を内容とした「科学技術基本計画」を策定し、その総合的計画的な整備を推進する。また、できるだけ早期に政府研究開発投資の倍増の実現を図る。

第3節 情報通信の高度化

豊かで安心できる国民生活と自由で活力ある経済社会の実現を確かなものとしていくため、高度情報通信社会の早期構築を目指す。そのため、諸制度の改善とともに、必要性を勘案しつつ公的部門の情報化を進めるなど、所要の環境整備を行う。

1. 高度情報通信社会構築の意義

- (1) 情報通信の高度化は、オンラインショッピングや電子出版物など、従来は無かった新たなサービスを国民に提供する。また、従来の地理的・社会的な条件の中で形成されてきたコミュニティを越え、自己の選択と責任でコンピュータネットワーク上の仮想コミュニティへの参加を可能とする。このように、情報通信の高度化は、国民に多様な選択と自由な参加をもたらすこととなる。
- (2) 産業分野においては、生産・流通部門の効率化、意思決定の迅速化等により、広範な産業分野で生産性の向上を可能にする。また、今後、情報通信を活用した、企業向けや家庭向けサービスの普及など、新しい産業の展開が期待される。このように、情報通信の高度化は、産業分野に生産性の向上と新産業の創出をもたらすこと

となる。

2. 公的部門における情報通信の高度化

- (1) 高度情報通信社会の構築は、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」の考え方に沿って、基本的には民間主導で進めることとし、公的部門は、同基本方針及びこれを受けて策定された公的部門の情報化実施指針に基づいて、公的部門におけるネットワークの整備や公的アプリケーションの開発・導入等の施策を講じ、所管する分野における情報化を推進する。行政の情報化については、「行政情報化推進基本計画」に基づき、国民への情報提供の高度化など、積極的に情報化に向けた取組を進める。また、公的部門は、データの形式や接続手順等について、自らの標準化により、社会全体への波及を図る。
- (2) 公的部門の情報通信の高度化には、ハードウェアの整備のみならず、運営のための人材やソフトウェアが必要な場合が少なくない。そのため、「公共投資基本計画」の考え方に沿って、必要な社会資本の整備を進めることとし、その際、人材の育成や使いやすい魅力あるソフトウェアの整備が極めて重要であることにかんがみ、その確保についても適切に配慮する。

3. 情報通信の高度化に向けた環境整備

- (1) 現在の制度や慣行には、情報通信の高度化を想定していないものがあり、その障害となる事例が生じている。諸制度の見直しに当たっては、その目的に配慮しつつ検討を行い、その結果を踏まえて見直しを進め、電子化された情報の処理への早期の移行を目指す。また、技術の進歩とともに進展しつつある通信と放送の融合について、新産業の創出、消費者保護等の観点から、早急かつ積極的に検討を進める。
- (2) 高度情報通信社会の実現のためには、新しい魅力あるコンテンツが積極的に創作・供給され、コンテンツを適切かつ円滑に利用することができる環境の実現が重要である。このような観点から、著作権の保護と利用の円滑化のための仕組みを含め、著作権等のあり方について早急に検討を進める。
- (3) 高度情報通信社会においては、プライバシー侵害の可能性が増加するとともに、情報の流通や処理に関しての不正行為の発生も考えられるので、これらの変化に対応した適切な法制度の整備等の対策を進める。また、情報の流通が容易になることに伴い、名誉棄損や公序良俗に反する情報の頒布・取引等が増加することが考えら